

第277回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和6年6月18日（火） 15:00～15:25
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
(協議)
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) その他

令和6年6月18日午後3時00分開会

【開 会】

山之内事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第277回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、中田委員及び前田委員から所要のため欠席との連絡を受けております。委員10名中8名の出席をいただいております。定足数（奄美大島海区漁業調整委員会事務規定に定める定数の過半数）に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>では、早速議事に入りますが、議事を進めるにあたり、毎回お願いをしておりますとおり、委員の皆様が発言される場合は挙手していただき、会長から名前を呼ばれてから発言していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をよろしくようお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>今朝は大時化で大変天気も悪い中ですが、委員の皆様におかれては出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは早速、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「奥田委員」と「元山委員」にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいですか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
茂野会長	<p>それでは今回は奥田委員と元山委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いいたします。</p>

【議事 1 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について
(協議)】

茂野会長

それでは、議事 1【全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。事務局から説明をお願いします。

丸山書記

事務局の丸山です。それでは、議事 1「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について」を御説明いたします。資料 1 を御覧ください。

本議題は、全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議において、国の関係省庁に対する要望案について協議予定とのことで、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局にて作成しました本県の漁業に関する国への要望事項の案について、県連合会区事務局より協議依頼がありましたので、今回、委員の皆様へ協議をお願いするものです。なお、提出議題につきましては、継続分 3 件となっております。

それでは、1 ページを御覧ください、この議題の取扱い、流れについて、御説明させていただきます。本県の、鹿児島・熊毛・奄美大島の 3 海区におきまして、今回の議題についてそれぞれ協議を行うこととなっております。各海区において協議を行った結果については、今後開催されます鹿児島県連合海区漁業調整委員会、今年度は 7 月末に予定されておりますが、そこで協議いただき、その結果について、本県から国への要望案ということで、秋頃に開かれる予定の九州ブロック会議に提出されます。その後、最終的には漁業調整委員会の全国組織であります全国海区漁業調整委員会連合会で要望案が整理されまして、来年 5 月頃に開催されます総会で承認後、国に対しまして来年夏頃要望書を提出し、国からの回答が来る形となっております。

2 ページをお開きください。県連合海区から、各海区あての協議依頼文でございます。要望事項の事務局案につきましては、中ほどにあります 2 の (1)、①から③までの 3 つの項目でございます。また下記の 1 及び 2 (2) にありますとおり、各海区において、九州ブロック会議へ話題提供を希望する事項または議論したい事項、そして新たな要望事項がある場合には、連合海区に上げてくださいといった依頼文となっております。

それでは、提出議題の県連合海区事務局案について説明させていただきます。3 ページをお開きください。

まず、提案議題 1 です。「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。こちらは、継続要望事項で、毎年上げさせていただいているものでございます。

要望内容としましては、

- 1 鹿児島・熊毛・奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

という2点です。内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

4ページをお開きください。続いて提案議題2です。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」でございます。こちらも、継続要望事項で、毎年上げさせていただいている内容でございます。

要望内容としましては、

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

の4点です。こちらも、内容に関しましては、昨年度と変更はございません。

5ページをお開きください。提案議題3です。「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。こちらも、継続要望事項で毎年上げさせていただいている内容でございます。

要望内容としましては、

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること

の2点です。こちらも、内容としましては、昨年度と変更はございません。

以上が、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題についての説明となります。

6 ページには、大中型まき網漁業の漁法並びに現行の 4 千メートルの禁止区域及びこれまで要望がされてきている 2 万メートルの禁止区域を掲載したものを、7 ページには、沖合及びき網漁業の漁法並びに現行の 3 海里の禁止区域及びこれまで要望がされてきている禁止区域を掲載したものを示しております。

8 ページ以降は、昨年度の当海区委員会及び連合海区で議論をした要望事項について、最終的に全漁調で取りまとめられた国への要望書の案になります。こちらは、今年 5 月の全漁調総会で協議がなされまして、今年 7 月以降に国への要望がなされる予定と聞いております。本県からの要望事項に関連しそうな部分については赤枠で囲っておりますので、内容については、後ほどお目通しをいただきければと思います。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

毎年同じような内容の継続ですけれども、大中型まき網漁業について奥田委員からは何かありませんか。

奥田委員

これ、奄水協（奄美群島水産振興協議会）で何十年も前から（大中型まき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大について）要望を行っているんですよね。長崎のまき網船団が来て、（奄美の沿岸漁業者にとって）大変な状態になったということがあったんですけども、この船団が倒産したみたいで、それからは来なくなっただけですけども、また別の船団が沖合でやっているみたいなんですけど、これは、奄水協から農水省やいろんなところに毎年 2 回くらいずつ陳情をしてきたんですけど、（見直し・拡大が）実現しなかった。長崎の反対があって実現しなかったんですけどね。

この見直し・拡大の要望は何とか実現してもらった方がいいと思うんですよね。今の禁止区域は 4 千メートルですけど、（まき網船団は、）4 千メートルの内側であぶって、4 千メートルの外側に出て巻くんですよ。上手に。だから、ムロなどは全然いなくなった。

ぜひこれは 2 万メートルにしていきたい。沖縄県が 2 万メートルでしょ。これまで、「沖縄並みに」とずっと要望してきているんですよ。何とかしてもらいたいと思っている。

丸山書記

今委員からあった 2 万メートルというのが、資料 1 の 6 ページに記載のある実線のところになります。この要望については、奄美大島海区だけではなく、全国各地で、それぞれ同じような要望があり、どこの海区でも現状と要望の数字があり、各海区の要望が取りまとめられて全国海区の要望として毎年国に要望される訳ですが、これまで実現していないという状況です。

全国の要望の中で、各海区個別の具体的な数字を入れるのは、全国海区連合会の要望としてはなじまないと考えている一方、県連合海区から提案されているような内容で引き続き、大中型巻網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大の要望を持っているということを示し、県連合海区、九州ブロック、そして全国海区に引き続き要望を挙げていくことが重要だと考えております。

奥田委員

まき網の問題に限らず、様々な部分で沖縄県はものすごく優遇されているんですね。なぜかと言うと、奄美は、昭和28年に日本復帰を急ぎすぎて、(様々な問題の)中身をきちっと整理せずに復帰しているんですよ。復帰することに前のめりになって、その後をどうするのかということをやらずに復帰しているんです。これが一番のネックですよ。沖縄県は日本復帰した時から(大中型まき網漁業の操業禁止区域が)2万メートルですよ。これ。いろんな(検討されるべき)優遇措置があったんだけど、(奄美は)まずは復帰をということで、中身が伴わなかった。農業にしても、水産にしても、どの分野でも。それが今までずっと尾を引いている。

茂野会長

大中型まき網漁業は、奄水協で30年、40年ほど前からですかね、国に陳情をして、その当時、喜界島のほうにもまき網船が来ましてね、喜界島の漁協の組合長がまき網に突っ込んで行ってしまって一緒に網に巻かれてしまったというようなこともあったんですよね。これ、6ページを見ると、現状(の4千メートル)の点線とかあるんですけどね、実際に操業に来ているまき網船というのはどれくらいあるんですかね。現状はどうなっているんですかね

丸山書記

現状は正確に把握していないところです。

茂野会長

何十年も(大中型まき網の禁止区域の見直し・拡大の)要望は出して、沖縄県並みの2万メートルにと言ってはいるんですけど、実際は、まき網船の運営元も倒産して、少なくなっていると思うんです。現状はどうなのかなと。資源も減っている中で、遠くから奄美まで操業しに来て採算が合うのかなと。そこら辺をまたの機会にでも教えてください。

福元水産技師

奄美に来る前（大島支庁林務水産課に在籍する前）に、3年間、県庁（水産振興課）の漁業調整係におりまして、大中型まき網を含む大臣許可漁業の担当をしておりました。その時の情報なのですが、大臣許可漁業には全てVMS、船舶位置情報を伝達する装置の装着が義務づけられていて、それを基にして位置情報が確認できるんですが、水産庁の九州漁業調整事務所に、奄美における大中型まき網漁業の操業状況を口頭で聞き取りを行ったところ、令和3年度、4年度は、少なくとも奄美における操業は確認されなかったということでした。それ以降については情報を確認していないところですが、当該年度においては操業がなかったということになります。

茂野会長

（大中型まき網の禁止区域の見直し・拡大の）要望はしているけれども実際は来ていないということですのでよろしいですね。分かりました。

あと、提案事項3のくろまぐろの資源管理についてあるんですけども、いつも漁協の組合員から鹿児島県は配分が少ないのではないかと問われているんですけども、配分についてはどうなんですかね。適正に配分されているのかどうか。

宍道事務局次長

私もここに来る前は水産振興課の漁業監理係でくろまぐろの漁獲枠の配分担当をしておりました。私がおりました令和元年から3年度ですけども、その頃から我が国全体の配分自体がそもそも少ないというのがベースにあります。その少ない配分を沖合漁業と沿岸漁業に分割して、沿岸漁業の分を各都道府県の過去の実績に基づいて配分をするという形で運用をしておりますので、特に本県の場合は、直近年漁獲が伸びているんですけども、過去の基準年においては少ないということもあって、当初配分がなかなか多くもらえないというような忸怩たる思いで、国に対しては直近の状況を反映したような配分にしてくれと何度も申し上げているんですけども、少ない全体枠を各都道府県で一定の基準で分配するというような状況になっていると。ただ、運用の中で、どうしても足りない都道府県と余らせる都道府県というのが出てまいります。漁期の途中になって、「本県は魚は入るのに逃がさないといけない。魚は入るのに捕れない。」という一方、枠が余っているのですべてどこかに差上げたいところがあると。それらの都道府県の中で融通を合せて足りないところが余っているところから枠をもらって、採捕禁止を解除してまた捕ることができるという形で、少しでも本県漁業者の不利益が緩和されるように心を砕き、各都道府県に頭を下げて、国にも要請をするという運用をしておりました。

現在もその状況は変わっていないはずで、色々国際的な交渉によって決まる訳ですが、今年の交渉において国のほうでくろまぐろの資源評価というのが2年に1回しか正確な数字が出されないということもありまして、今年は新しく資源評価された結果に基づいて交渉がなされるということですが、我が国政府のほうからもっと増やしても資源の目標達成確率は十分確保できるだろうということで強く増枠要望がなされると聞いておりますので、少しずつ資源の状況に見合った我が国の配分というのが実現されていくと期待してまいりたいと思っております。

篤委員

本県（連合海区）の要望とは直接関係ないんですけども、分かたら教えていただきたいのですが、全国の要望の中に、最近当海区でも色々話になっている中国漁船のさんご漁業対策というのが全国の要望の中には掲げられているんですが、沖縄か東京かだと思んですが、奄美海域に（深海）さんごを目的とした中国漁船が来ているかというのはあるんでしょうかね。

宋道事務局次長

事務局として具体的な情報を持ち合わせておりません。逆に何か情報がありましたら提供いただけたらと思います。

茂野会長

どなたかそういった情報を持っている委員はいませんか。

各委員

（特に発言なし）

茂野会長

他に質問はございませんか。よろしいですか。
それでは、これ以上の質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり承認することとして御異議ありませんか。

各委員

（異議なし）

茂野会長

御異議がないようですので、本議事については原案のとおり承認することに決定します。

【その他】

- 茂野会長 次に、その他ということで、その他、事務局から何かございますか。
- 丸山書記 次回の委員会につきましては、8月22, 23, 26日あたりで、今後日程調整をさせていただければと思います。浮魚礁の設置申請が近々予定されているということで、それが協議事項になるかと思います。どうぞよろしくをお願いします。
- 茂野会長 その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
それでは、特にないようですので、以上で、本日予定されておりました全ての議事を終了いたします。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
- 山之内事務局長 それでは、以上をもちまして、第277回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。本日は熱心な御議論ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



奥田 忠廣



元山 公知

